

八街市協働のまちづくり指針（骨子案）

目次

はじめに

- 1 八街市のまちづくりの現状と課題
 - (1) 市民活動・地域の現状
 - (2) 行政の現状
 - (3) 市民と行政との関係をめぐる現状

- 2 協働のまちづくりの考え方
 - (1) 協働の定義と領域
 - ① 協働とは
 - ② 協働の領域
 - ③ 協働の原則（市民と行政が協働を進める上で配慮すること）
 - (2) 共通の視点（グループワークから見えてきた視点）
 - ① 問題や課題の把握とその共有化
 - ② 協働に対する意識の向上
 - ③ 連携や支援の充実
 - ④ 地域資源の活用
 - ⑤ 協働をめぐる制度・環境の整備 ※1(3)を踏まえたものも必要

- 3 協働のまちづくりの方向性
 - (1) 市民活動・地域における環境・仕組みづくり
 - ① 活動主体の（地域の諸団体）のあり方
 - ② 活動主体が相互に連携できる環境
 - ③ 地域資源が循環する取り組み
 - (2) 行政における環境・仕組みづくり
 - ① 市民参加の環境
 - ② 市民活動・地域活動への支援
 - ③ 地域資源を活用する体制（制度、手続き）

- 4 八街市協働のまちづくり行動理念
※8つの行動理念

- 5 協働のまちづくりのアイデア（分科会報告より）
 - (1) 地域における取り組み方法
 - (2) 行政における取り組み方法
 - (3) 市民と行政との関係を充実させる方法

おわりに

八街市協働のまちづくり指針（骨子案）

はじめに

昭和29年11月1日に八街町と川上村が合併し、八街町が誕生しました。

その後、バブル期において、都心の地価が高騰する中、都心まで50km圏内という地理的条件から本市へ住宅地を求めた働き盛りの現役世代が転入し、数多くの人びとを受け入れながら本市は発展してきました。そして、平成4年4月1日には市制施行により千葉県30番目の市として八街市が誕生しました。

平成17年には、77,719人まで人口が増加しましたが、その後、徐々に減少し、近年では少子高齢化・人口減少が急速に進んでいます。

このような中で、本市のまちづくりの課題としては、住民自治の基本となる組織である区（自治会）において、地域コミュニティの衰退が顕著に表れており、区加入率は51.5%（平成26年度現在）と、年々加入者が減少し、地域の担い手の減少が大きな課題となっています。

また、行政においても、地方分権の推進や景気低迷による財政状況の悪化など、地方公共団体を取り巻く環境は変化しており、今後の行政運営を持続可能なものとするために、行財政改革による徹底したコスト削減を行い、多様な市民ニーズに対応すべく全庁的に取り組んでいるところです。

しかし、コスト削減だけでは、活発な行政運営を行っていくことは困難であり、活力あるまちづくりを進めるためには、時代に合ったきめ細かい新たな住民サービスを提供していく必要がありますが、財政状況の悪化により新規事業を行うことが困難な状況となっています。

八街市総合計画2005においては、まちづくりの基本理念として、「ふるさとを守り育て、活力や文化の薫りに満ち、心安らぐまちづくりを、市民と行政の協働により進めます。」と謳っており、市民とともにまちづくりを行っていくことを掲げています。

近年では、地域社会の課題として、高齢者福祉、障害者福祉、子育て、防犯、防災、環境、都市基盤、教育など様々な課題が複雑・多様化しており、行政だけでは十分な対応が不可能な事例も見受けられます。

こうしたことから、まちづくりを行う活動主体として、行政だけではなく、市民、いわゆる区（自治会）、NPO法人、ボランティア団体、学校、企業などあらゆる団体や個人が地域活動の担い手となり、それらが連携し合い、地域活性化の実現のため「協働のまちづくり」の必要性が注目されています。

こうした様々な活動主体がお互いの長所を活かし、補完し合いながら一つの共通課題を解決するための協働のまちづくりに関する仕組みを構築することが本市にも求められています。

このような考えから、この指針を本市の協働によるまちづくりの基礎とし、市民と行政の協働の取り組みを積極的に推進していきます。

1 八街市のまちづくりの現状と課題

(1) 市民活動・地域の現状

景気の低迷

社会的格差の広がり と 固定化

雇用／労働環境の悪化、家計の苦しさ、貧困問題

少子高齢化・人口減少社会の本格化

高齢者の孤立化

まちの担い手不足、担い手の高齢化

将来世代への不安

地域基盤の流動化

39行政区の加入率の低下（51.5% H26 現在）

家庭、学校、会社といった社会的基盤の流動化

安定した基盤の喪失と「個人化」の時代へ

コミュニケーションの希薄さ

市民が課題について相互に話し合う場の少なさ

地域の課題に関する情報の少なさ（→無関心へ）

団体間の横のつながりのなさ

既存の諸団体が自己完結する傾向

相互に交流する機会の少なさ

民間企業がまちづくりに参加する機会の少なさ

(2) 行政の現状

社会状況の変化

景気低迷による財政状況の悪化

社会保障費の負担増加

財政状況悪化による新規事業着手困難

現場の課題に対する認識の弱さ

現場主義の不徹底

事業の前例踏襲の強さ

事業でカバーできていない課題（→市民の視点とのズレ）

独自の政策づくりの弱さ

地方分権による自立的な行政運営（総合行政）の必要

八街市なりの独自の政策立案の弱さ

（現場主義の少なさの裏返し）

市民や民間の活力を生かす豊かな発想とスキルの少なさ

独自の政策展開を目的としなければ協働が生かせない

(3) 市民と行政との関係をめぐる現状

市民参加や協働に関する環境の乏しさ

市民と協議する場の少なさ

様々な立場の市民が相互に交流する場づくりの弱さ

市民参加や協働を促進する具体的な制度やしきみの不在

市民と行政の双方に見られる固定観念

「市民には任せられない」「行政に依存していればよい」

お互いに働きかけ、提案し合う関係の弱さ

2 協働のまちづくりの考え方

(1) 協働の定義と領域

① 協働とは

この指針では、「協働」を次のように定義づけします。

様々な活動主体が、それぞれが持つ可能な役割を活かし、互いに相手を尊重し、相互に補完し合い連携・協力することで、共通する課題の解決や社会的目的の実現に向けて取り組むこと。

《様々な活動主体とは》

本市に在住・在勤・在学するすべての人

区、自治会、子ども会、PTA、消防団、婦人会、シニアクラブ、NPO法人、ボランティア団体、文化・スポーツ団体、学校、企業（農業、商工業、病院等）、

JA、商工会議所、社会福祉協議会

行政（国、県、市）、議会

など地域活動を行うすべての人びとが主体となります。

この指針では、上記のような様々な活動主体同士が連携・協力することにより、互いの共通する目的が実現することを推進します。

まちづくりの活動主体は、行政のみではなく市民全員が活動主体であり、その連携する組み合わせは、市民と行政だけではなく、例えば、区とNPO法人、学校とボランティア団体など、様々な組み合わせで相互に連携し、共通目標を実現することで活力あるまちにすることを目的にこの指針を策定します。

② 協働の領域

協働による事業を実施するとき、連携するそれぞれの活動主体において自己が担うことができる領域は様々です。

そのため、ひとつの同じ目標を実現するために異なった活動主体同士が協働で活動する場合においても、その目的に応じたそれぞれの役割やその負担の割合もその活動主体の能力に応じて異なってきます。

活動主体の双方で役割分担や負担割合を協議し、共通する目的を達成するためにどの部分を誰が責任を持って担うのかを定め、双方が相互に相手を理解・尊重し、連携・協力しながら取り組んでいくことが必要です。

③ 協働の原則（市民と行政が協働を進める上で配慮すること）

協働によるまちづくりを推進するため、次の項目を基本原則として定めます。

《対等性》

民主主義の原理からすれば、市民が主役であり、行政は公共に奉仕する立場ですが、具体的な政策を練るという場面では、それぞれの活動主体が対等な関係で連携・協力しまちづくり活動に取り組むこと。

《自立性》

自分がまちづくり活動を行う主体であることを自覚し、地域社会へ貢献するために自らの責任のもとに自分の役割を果たすこと。

《相互理解》

互いの立場を理解・尊重したうえでまちづくり活動を行うこと。

《目的の共有》

現場主義に徹し、当事者に接近していくことを通じて、お互いが共有する目的を相互に理解し合い活動に取り組むこと。

《補完性》

様々な立場の特性や長所を活かし、不足する部分を互いに補完し合うことで、相乗効果を生み活動内容を豊かにすること。

《情報共有》

活動主体が抱える地域課題や協働に関する活動内容などの情報を公開し、その情報を皆で共有することで、協働による取り組みを活性化させること。

(2) 共通の視点（グループワークから見えてきた視点）

①問題・課題の把握とその共有化

市民全員でまちづくりに取り組むためには、誰もがいつでもどこでも必要な情報を得ることができるような環境が必要です。

情報を共有することで、多くの人がひとつの課題を把握し、その課題に対し自分は何ができるかを考え、様々な人が連携・協力し自分のできる役割を果たすことで、課題を解決することができます。

情報は積極的に発信し、多くの人と共有しましょう。

例：様々な団体の情報を積極的に情報交換する。

現状課題の情報発信。市民目線で企画編集した小雑誌の活用

②協働に対する意識の向上

自分がまちづくりの担い手であることを認識し、自分のできる役割を果たしましょう。

例：心がけによる無理のない範囲での活動。散歩しながら防犯

③連携や支援の充実

様々な人が連携・協力することではじめて実現できる課題はたくさんあります。

しかし、それらの活動主体同士が連携するためには、それらをつなぐ仕組みが必要です。このことから様々な人をつなぐコーディネーターを育成し連携しやすい環境を作りましょう。

例：コーディネーター（つなぎ役）の育成

④地域資源の活用

人、お金、モノ、情報などあらゆる地域の資源を活用し、様々な資源を異分野や異世代などの本来と異なる活用方法を用いることで、資源を最大限有効に活用しましょう

例：基幹産業の農業の活用。空き教室・空き店舗の活用。定年退職した人の技術。知識を活用（人材バンク）。

⑤協働をめぐる制度・環境の整備 ※1(3)を踏まえたものも必要

協働のまちづくりを推進するためには情報を共有する仕組み、地域資源をつなぐ仕組みが重要です。こうした役割を担う組織を設立し、活動主体同士が連携・協力しやすい環境を作りましょう。

課題や問題を話し合う機会を増やし、誰もがいつでも参加できる場を多く作りましょう。

(仮称)協働のまちづくりセンター(サポートセンター)の設置(まちづくりコーディネーター的な役割を持つ組織)

3 協働のまちづくりの方向性

(1) 市民活動・地域における環境・仕組みづくり

①活動主体（地域の諸団体）のあり方

積極的に地域活動に関わり、固定概念にとらわれずに多くの取り組みにチャレンジしましょう。

ex. 既存の団体や既存の事業のあり方

既存組織の活動範囲の拡充（縦割りの解消）

②活動主体が相互に連携できる環境

人とのつながりを大切にして、思いやりを持ち支え合う環境をつくりましょう。

ex. 横のつながりを作り出すための仕掛け。働きかけ。

向こう三軒両隣の再構築。声かけの推進

小学校区を単位とする地域まちづくり協議会などの発足
(地域住民が自分たちのまちづくり計画を立てて実践)

③地域資源が循環する取り組み

(税金の分配としての行政サービスだけではなく、市民や企業が地域社会に資源を投下し、それが社会の課題解決につながっていくという考え方)

ex. 人、金、モノ、情報を循環させる考え方、手法
ソーシャル・ビジネス（社会的課題を解決する収益事業）の促進（行政が税金を使わなくても、社会において、自立的に課題解決活動が行われていく）
税制優遇措置を伴う寄付行為の普及

(2) 行政における環境・仕組みづくり

①市民参加の環境

現状の検証、現状から実践していける方法
情報交換の場の提供、様々な立場の人たちが出会える場作り
市の各種計画策定時等における市民が参画しやすい仕組み

ex. (仮称) 協働のまちづくりセンターの設置

(まちづくりコーディネーター的な役割を持つ組織)
市の政策に対する市民からの提案を活かす仕組みの創設
各担当課でワークショップを積極的に開催
市の政策を市民が評価し、協働の切り口を模索する行政プロセスの確立

②市民活動・地域活動への支援

市職員による地域活動のサポート（地区担当制度）
地域活動が自立的に循環していくための側面支援
横のつながりへの支援

ex. 地域担当職員制度の導入

ソーシャル・ビジネスや起業への積極的支援
コーディネーターの育成支援

③地域資源を活用する体制（制度、手続き）

地域活動を活かすメリット、方法
地域資源を活かした政策づくり（政策の見直し）
市民提案制度の導入
コーディネーターの育成支援

ex. 地域資源を多角的に活かす事業連携

（例えば、八街市の地域ブランドを分野横断的に考える）
地域振興に関わるあらゆる（国や県からの）補助金の積極的獲得
政策研究、学習会の開催

4 八街市協働のまちづくり行動理念

八街市協働のまちづくり行動理念

- ・※本市の協働によるまちづくりにおいて、大切にしたいことを8つに集約し掲載。
- ・標語 1
- ・標語 2
- ・標語 3
- ・標語 4
- ・標語 5
- ・標語 6
- ・標語 7
- ・標語 8

5 協働のまちづくりのアイデア（分科会報告より）

- (1) 地域における取り組み方法
- (2) 行政における取り組み方法
- (3) 市民と行政との関係を充実させる方法

おわりに